

食安検発1221第1号

平成21年12月21日

各検疫所長 殿

食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長

(公 印 省 略)

輸入食品監視支援システム（FAINS）の更新に伴う稼働停止等について

今般、平成22年2月に実施するFAINSの更改に伴い、FAINSホストコンピュータの稼働時間を短縮及び停止することから、その対応を下記のとおり行うこととしますので、輸入者等に周知を図るとともに、検疫所においては、十分に留意の上業務を実施されるようお願いいたします。

なお、更改後の運用開始時期については、平成22年2月21日（日）5：00からとなりますのでその旨申し添えます。

記

1. 稼働時間の短縮及び停止日

平成22年2月19日 23：00～24：00

平成22年2月20日 終日運転禁止

平成22年2月21日 0：00～5：00

2. 稼働停止に係る留意事項

(1) FAINSの稼働停止日のほか、稼働停止日以前に行われていた輸入届出であっても稼働停止日に届出済証の交付を希望するものにあつては、書面による輸入届出を行うよう事前に輸入者等に周知及び協力を依頼すること。

(2) 検疫所においては、稼働停止日の書面による輸入届出又は稼働停止日に届出済証の交付を要する輸入届出については、書面による審査を行い、翌日以降CFG（食品等輸入届出結果登録）により輸入届出情報をFAINSに入力すること。

### 3. その他の留意事項

(1) 更改時に行われるNACCSによるAir-NACCS利用者コードの変更に関し、入出力設置届出の変更届出は不要とする。利用者コードの変更については、NACCSから厚生労働省に直接送付される利用者コードの変更表に基づき、厚生労働省側において変更作業を行うこととする。

(2) FAINS更改及び同時に実施されるAir-NACCS更改に伴い入力者端末の機器名称及び型式番号の変更があった場合、入出力変更届出については不要とする。